



# デジタル渡航者申告

## 概要

Digital Passenger Declaration (DPD: デジタル渡航者申告) は、オーストラリアに空路で到着するすべての旅客が記入しなければなりません。DPD は搭乗するフライトの7日前から記入を開始することができますが、オーストラリアに向けて出発する前に提出しなければなりません。出発前に DPD の記入を完了していない旅客は、オーストラリア到着時に不要な遅延を被る可能性があります。

DPD を記入する際は、以下の事項を守る必要があります：

- オーストラリア国内での電話連絡先を含む、自身の連絡先を提供する
- 自らのワクチン接種状況に関して、法的拘束力のあるかたちで宣誓をする
- 直近14日間の自らの渡航履歴に関する宣誓をする
- オーストラリアへの入国時と、到着地である州・準州で適用される隔離義務や検査義務、およびそれらを順守しなかった場合の罰則について把握していることを宣誓する

**注意：** DPD を記入する前に、オーストラリアに渡航する際のその他の要件をすべて確認しましょう。渡航前に必要なすべての書類・文書の一覧は、[ワクチン接種済み渡航者向け](#)、および[ワクチン未接種の渡航者向け](#)の情報で確認してください。

## 罰則と取締り

DPD には、医療上の重要情報を記入するよう求められています。渡航者は、この重要情報が渡航のための航空機に搭乗する前に記入されたものであることを証明する文書等を提示できなければなりません。これは、法的拘束力を持つ義務です。この義務を順守しない者は、30 Penalty Unit [ 罰金単位 ] ( 現在 6,660 豪ドル ) の民事制裁 ( 罰金 ) を科される可能性があります。こうした制裁・罰金は、Biosecurity Act 2015 [ 2015 年制定 バイオセキュリティ法 ] 第 46 条で定められています。

オーストラリア政府に対して虚偽の情報や誤解を招くような情報を提供することは、重大な犯罪です。この罪で有罪が確定した場合の最高刑は、12 ヶ月の禁固刑です。

また、各州・準州も公衆衛生令の順守を取り締まるために、罰則を適用している場合があります。公衆衛生令には、COVID-19 [ 新型コロナウイルス ] 検査や、自宅待機または隔離措置に関する義務が含まれている可能性があります。入国後、義務として課せられているものを含む公衆衛生令や規制等に従わずにそれらを順守しなかった場合、収監や多額の罰金などを含む、厳しい罰則を科される可能性があります。なお、こうした義務・要件は事前通告期間があまり設けられないかたちで変更される可能性があります。詳細は、[State and Territory Arrival Requirements \[ 各州・準州の到着時要件 \]](#) の項で確認してください。

オーストラリアに到着するビザ保有者は、以下のいずれかのような場合にビザの取り消しおよび収容・退去措置の対象となる場合があります：

- オーストラリアの入国要件に定められた海外渡航目的上のワクチン接種を完了していない
- オーストラリア政府が定義する、COVID-19 [ 新型コロナウイルス ] ワクチンの医療上の禁忌症状等が無い
- *Exempt Category* [ 規制適用除外対象カテゴリー ] に該当せず、Individual Travel Exemption [ 個別の規制適用除外措置 ] も受けていない

## デジタル渡航者申告を記入する

[App Store \( Apple \)](#) または [Google Play ストア \( Android \)](#) から、無料の携帯アプリ、Australia Digital Passenger Declaration をダウンロードして使用してください。

携帯アプリを使えない方は、[DPD Online Form \[ DPD オンライン記入用紙 \]](#) を使って DPD を提出することができます。

なお、申告書を記入する渡航者は、アカウントを作成しなければなりません。このアカウントは、現行のものおよび将来提出する申告書を一元的に管理することができるようにするものです。

## 申告手続きを始める際に

DPD のために料金を支払う必要はありません— この手続きは無料です。

申告書への記入を始める前に、つぎの情報を手元に用意しておきましょう：

- 搭乗便名
- 有効なパスポート
- 渡航履歴 ( 当該フライト前 14 日間のもの )
- 渡航先と、( 必要な場合は ) 隔離措置に関する手配
- 新型コロナウイルス・ワクチン接種記録、または医療上の理由でワクチン接種を受けられないことを示すものとして認められている証明書類等

渡航者は、各々が DPD を記入するよう義務付けられています。16 歳未満のこどもの申告については、親または保護責任者が記入するようにしてください。16 歳以上の方であれば、自分で申告を記入するようにしてください。

DPD の記入は、オーストラリアに向けて出発する前に完了しなければなりません。

## デジタル渡航者申告の審査結果

DPD の記入を完了したことで、オーストラリアへの入国が保証されるわけではありません。

DPD を提出すると、サマリー画面が表示されます。この内容は、フライトに搭乗する前に航空会社職員に（電子的に、あるいは印刷して）提示しなければならないものです。また、オーストラリアに入国する際にも同じものを提示しなければなりません。

フライトへのチェックインの際には、航空会社職員が当該渡航者の健康状態を確認します。DPD には、当該渡航者の健康状態が以下のいずれかのかたちで表示されます：

- **Complete [ 要件達成 ]**：渡航者が DPD に記入した内容が、搭乗のための新型コロナウイルス関連要件を満たしていることを示している場合。この場合でも、チェックイン時に必要書類を提示しなければなりません。当該渡航者のそのフライトへの搭乗を認めるかどうかの最終的な判断は、航空会社が下します。
- **Incomplete [ 未記入 ]**：渡航者が自身の医療・健康情報を提出していない場合。DPD には、医療上の重要情報を記入するよう求められています。渡航者は、搭乗前にこの重要情報を記入したことを証明する文書等を提示できなければなりません。
- **Confirmation required at check-in [ チェックイン時要確認 ]**：この表示は、渡航者がオーストラリアに渡航するための要件を満たしていない可能性があることを示しています。これに該当する渡航者は、チェックイン時に確認を受ける必要があります。渡航の可否は、航空会社が判断します。航空会社によりオーストラリアへの渡航が認められた場合は、到着時に隔離措置を取らなければならない可能性があります。DPD の記入を始める前に、[Department of Health \[ 連邦保健省 \] ウェブサイト](#)を確認するようにしてください。このウェブサイトには、渡航者がオーストラリアに渡航する際に従わなければならない医療・保健上の重要な規則が詳細に説明されています。

すべての渡航者は、訪問や乗り継ぎを予定しているすべての州・準州における措置や取り決めを確認するよう求められています。なお、オーストラリアの各州・準州はそれぞれ異なる義務や要件を定めています。詳細は、[State and Territory Arrival Requirements \[ 各州・準州の到着時要件 \]](#) の項で確認してください。

## サポート

DPD の記入に際して分からないことがある場合は、[Frequently Asked Questions \[ よくある質問 \]](#) の項を確認してください。